

# 低所得者への支援対策について（給付金）

## 【1】重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）

【給付額】 1世帯あたり10万円

【対象者】 令和5年12月1日時点で羽曳野市に住民登録があり、令和5年度分の住民税均等割のみが課されている者のみから構成される世帯あるいは住民税均等割のみが課されている者と住民税均等割が課されていない者のみで構成される世帯

※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外となります。

◎対象と思われる方には3月上旬以降順次確認書を送付いたします。確認書に同封の二次元コードからオンライン申請（マイナンバーカード必須）あるいは確認書に必要事項を記載の上ご返送ください。



## 【2】重点支援給付金（こども加算）

【給付額】 こども1人あたり5万円

【対象者】 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円）または重点支援給付金（住民税均等割課税世帯）（10万円）を受給した世帯で令和5年12月1日時点で18歳以下の児童を扶養している世帯

※平成17年4月2日以降に生まれた児童

◎支給対象者には7万円・10万円の支給後、支給翌月末を目途に通知を送付いたします。（プッシュ方式・申請原則不要）

※別世帯だが扶養している18歳以下の児童がいる場合、令和5年12月2日以降に児童が出生した場合は、算定対象となる場合があります。申請方法等詳細は市ウェブサイトをご確認ください。



## 【3】電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円 / 1世帯）のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。（1世帯1回限り）

※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外となります。

【支給対象と申請の有無】

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

令和5年12月1日時点で羽曳野市に住民登録がある方

世帯全員が令和5年度  
「住民税均等割非課税」の世帯

令和5年度羽曳野市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）を口座振込で受給された方で、住民票や税情報に変更が無いなどの支給条件を満たした世帯

左記以外の方

修正申告等により世帯全員が令和5年度  
「住民税均等割非課税」になった世帯

本人口座

本人口座以外

### ①プッシュ方式

圧着ハガキでお知らせを送付しました。記載されている誓約・同意事項に相違ない場合は手続きは不要です。  
※1月31日に振込済です。

### ②確認書方式

対象となる可能性のある世帯へ羽曳野市から確認書を送付します。世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合は、前住所地の市区町村に照会後、羽曳野市から確認書を送付します。

### ③申請が必要です。

申請書は、羽曳野市ウェブサイト、市役所、支所、人権文化センターで配布しています。

確認書（②）または申請書（③）の提出期限は、**令和6年4月30日（火）【必着】**です。

【問合せ】 羽曳野市価格高騰重点支援給付金コールセンター

☎ 072-947-4140（平日 9:00～17:00）